

府監委告示第2号

令和8年6月29日

令和8年度第1期定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和8年度第1期定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

府中町監査委員 土井 精二

同 山口 晃司

## 令和8年度第1期 定期監査結果報告

### 1 監査の対象

福祉保健部 子育て支援課  
消防本部 消防総務課・警防課・予防課

### 2 監査の期間

令和8年5月1日 から 令和8年6月19日 まで

### 3 監査の方法

令和7年度に属する財務に関する事務が、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているかについて、関係書類を検査照合するとともに、必要に応じ所属職員から聴取を行いました。

### 4 監査の結果

財務に関する事務について、次に述べる事項を除いて、概ね適正に処理されていました。

#### 【 指摘事項 】（消防本部 警防課）

##### （1）契約事務について

警防課の契約事務については、執行伺い及び契約締結伺い等の一連の契約手続きに係る起案文書が作成されておらず、見積書も徴されていない不適正な事例が見受けられた。

まず、起案文書が作成されていなかった点についてであるが、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、府中町事務決裁規程第4条から第7条に規定の決裁者又は各専決者の権限で執行されるべきものであり、さらに、府中町文書取扱規程第17条で、文書処理の原則が規定されており、公正性及び透明性を欠くものとなっている。

加えて、見積書が徴されていなかった点についてであるが、府中町財務規則第 83 条において、随意契約によろうとするときは、原則として 2 人以上の者から見積書を徴さなければならないとされており、経済性を欠くものとなっている。

公金の支出については、より一層の厳格化が求められているところであり、今後同様の事例が生じないよう、必要な措置を講じるとともに、適正な契約事務を行われたい。